

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府乙訓郡宇大山崎町小字小泉1番地		平成23年 月 日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日立マクセルエナジー株式会社 代表取締役 取締役社長 岡藤 雅夫 電話 075 - 956 - 4141					
主たる業種	蓄電池製造業	細分類番号	2 9 5 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	高エネルギー効率ユーティリティ設備の導入、生産工程の効率化等の省エネ対策を推進し、平成27年度にCO2排出量を平成2年度比18%削減する。						
計画を推進するための体制	事業部長をトップとするエネルギー管理の推進体制を定め、施設管理部門長を会長とする地球温暖化防止部会を設置し、ISO14001環境推進活動の中で地球温暖化防止計画を策定し、毎月の進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	17,241.1 トン	19,753.9 トン	21,556.8 トン	23,541.2 トン	25.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,084.3 トン	19,753.9 トン	21,556.8 トン	23,541.2 トン	43.3 パーセント	
目標の根拠	23年度は、基準年度から生産が約3.2%増える。また節電の為に都市ガスを優先して使用するのでCO2排出量が増加する。24年度・25年度は生産量が毎年約10%ずつ増加する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量M個)	268.16	302.04	298.74	295.49	11.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	節電の為に都市ガスを使用するので23年度は基準年度に比べて原単位が悪化する。24年度以降は生産高が毎年増加するので原単位を年1%削減を目標とする。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	節電の為にCO2排出量の多い吸収式冷凍機を多く運転し、ガスエンジンコージェネを優先して運転する。その結果、CO2排出量は増加する。					
	(24)年度	吸収式冷凍機(1号機)を高効率電気式冷凍機に更新して、CO2排出量を削減する。					
	(25)年度	変電所の変圧器更新により電力損失を低減して、CO2排出量を削減する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容						
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。